

質問4 協会員＝士会員という構造について

(該当箇所:p.51 第2号議案 平成27年度事業報告> I 総括>O組織率、士会員＝協会員)

協会員＝士会員という構造について質問があります。協会員＝士会員という構造なのに、なぜ、県から県へ別の県へわたりあるく際に県士会費への入会費を新たに請求される県があるのでしょうか？入会費に関する対応は県ごとにばらつきがあり、新たに入会費を請求されなかった県もあります。県境在住者としては、ちょっと職場を変えるだけで毎回入会費を払って所属している県を移動しなければならないのが本当に困ります。また、県士会ごとに多団体講習会の参加認定手順に差があったり、ルールがいろいろ違って毎回大変です。

せめて、①A県士会所属からB県士会へ移動する場合は県士会入会費を徴収しないと決める。②県士会移動者には、その県士会でのポイントシール認定の取り扱いや学会の時期、県内のブロックごとの体制など最低限必要な情報を、入会時にきっちり資料を提示すること。③居住場所または所属施設のどちらかで所属県士会を選べること(県士会の仕事を手伝っていると、県士会移りたくない場合もあります)、をご検討いただけないでしょうか？

回答

まず「協会員＝士会員」という考え方をめぐる歴史的な経緯について概説いたします。協会は50年前に18名の会員で始まりました。18名ですから、すべての都道府県に会員がいたわけではありません。毎年わずかずつ会員が増え、ようやくすべての都道府県に数名ずつの会員がいるようになって初めて、都道府県ごとに作業療法士会を作ろうという動きになりました。そこで旧・定款施行規則に、「各地方における作業療法の普及発展を図るため、正会員は、都道府県ごとに作業療法士会を構成する。」という規定が設けられました。正会員が都道府県作業療法士会(以下、士会)を構成するので、士会員は必然的に協会の正会員であるということになります。ここに、士会の設立と、「協会員＝士会員」という構造のそもそもの根拠があるのです。

士会が設立され始めた当初から、協会は士会を組織構造上の、本部に対する“支部”、上部組織に対する“下部組織”とは考えてきませんでした。同じ作業療法士の職能団体ですから究極的な目的は一つですが、実際の事業活動の内容や対象者、課題や手法は、国レベルで行う場合と、都道府県レベルで行う場合とでは自ずと異なるからです。士会はその各々の地域で活動を展開し、その活動を責任ある主体として行うために徐々に法人格も取得していきました。それは「各地方における作業療法の普及発展を図る」という当初の目的に適う、非常に歓迎すべきことでした。

士会が士会として精力的に活動を展開し、成長していけばいくほどに、組織としての独立性と独自性が高まるのは当然の成り行きです。しかしその結果、意図せずして、士会ごとに独自のルールや手法が生まれてきました。事業活動の内容が異なるのはもちろんのこと、入退会の手続き、士会費の額など会員管理に関しても多種多様です。協会と士会とは、形式的に言えば別組織なものですから、よほど意識的な取り決めを行わないかぎり、協会には入るが士会には入らない、あるいはその逆のことが起きてても不思議はありません。こうして、「協会員＝士会員」という構造、最初は当たり前のように共有されていた理念にも揺らぎが生じるようになり、今日に至っている次第です。

さて、ご質問に戻りまして、「協会員＝士会員という構造なのに、なぜ、県から県へ別の県へわたりあるく際に県士会費への入会費を新たに請求される県があるのでしょうか？」とは、会員の立場から見ればご尤もな疑問だと思います。しかし上述のような歴史的な経緯から、そもそもご質問の前提としていただいている「協会員＝士会員」という構造自体が揺らいでおり、協会とすべての士会とで一貫した会員管理

ができていない現実があります。また、各士会の会費や入会金、入退会の手続きなども、それぞれの士会の事情や理由があって現在の形に発展してきたものですが、結果として士会間で対応が異なることになってしまい、全体として整合性を図りきれていないのが実情です。

そのため協会と各士会とは昨年度あらためて協定書を締結し、協会と士会の構成員は両団体に所属するのが原則であることと、「協会員＝士会員」の実現に向けて双方が努力することを確認しました。今後はこの協定に基づいて、入会金や年会費の徴収、入退会や異動の手続き、ポイントシールの取扱いなど個々具体的な諸問題に関して、協会と全士会とが一貫した整合性のあるルールに基づいて会員管理の体制をとることができるよう、慎重に、しかし着実に検討を進めていく所存です。

なお、ご提案いただいた3点のうち③については、すでにそのような選択ができるように運用されていると認識しております。協会の定款施行規則第8条(都道府県における会員)には次のように規定されていますのでご参照ください。

第8条 会員が本会に登録する所属都道府県は、次のいずれかとする。

- (1) 常勤の場合は、勤務先の所在地
- (2) 非常勤のみの場合は、勤務先の所在地又は現住所
- (3) 勤務していない場合は、現住所

2 会員は、勤務先の所在地又は現住所の都道府県において、当地の都道府県作業療法士会の構成員となることを原則とする。